

■教育行政のポイント

“いじめ防止”のための組織

菱村 幸彦

いじめ防止対策推進法（以下「いじめ防止法」）に基づき、文部科学大臣は「いじめの防止等のための基本的な方針」を決定した。ここで、その全体について解説する紙幅はないが、一つだけ、いじめ防止に関する組織について取り上げておきたい。

最重要はいじめ防止の校内組織

いじめ防止法は、いじめ防止対策に関する各種の組織について定めている。各組織は重層的で、役割も錯綜している。で、以下に法で定める各組織について整理してみよう。

1. いじめ防止の校内組織（22条）

いじめ防止法は、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処等の措置を組織的に行うため、学校にいじめ防止対策のための組織（以下「校内組織」）の常置を義務付けている。

校内組織は、管理職、主幹教諭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、学級担任等から選んだ教員のほか、心理・福祉の専門家、弁護士、医師、警察官経験者等により構成する。

校内組織の役割は、例えば、(1)学校基本方針に基づく取組の実施、(2)年間計画の作成・実行・検証、(3)いじめの相談・通報窓口、(4)いじめ情報の収集・記録・共有、(5)事実関係の聴取や指導・支援、(6)保護者との連携等である。いじめの防止には校内組織が最も重要である。

2. 教育委員会の附属機関（14条3項）

いじめ防止対策を実効的に行うために教育委員会に設置する会議体（第三者委員会等）である。附属機関は、地方自治法に基づき条例で設置されるもので、行政上の課題について、専門的立場から調査・審議・調停等を行う合議制の機関である。

教育委員会の附属機関の例としては、通学区域審

議会、就学指導委員会、学校給食センター運営委員会など様々な会議体がある。大津市が、自殺事件発生後に設置した第三者委員会は、市長の下に置かれた附属機関である。

いじめ防止に関する附属機関の役割は、(1)いじめ防止の調査研究、(2)いじめ事件への対処、(3)教育委員会によるいじめの調査等である。

3. いじめ問題対策連絡協議会（14条1項）

連絡協議会は、都道府県や市町村に置かれる関係者の連携組織である。条例によって設置されるが、条例を根拠としない会議体の設置もあり得る（名称も連絡協議会に限らない）。

連絡協議会は、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察のほか、弁護士、医師、心理・福祉の専門家の職能団体等で構成され、地域ぐるみで、いじめ防止対策に取り組む。域内の連絡協議会間の連携も重要である。

4. 重大事態時の調査組織（28条1項、30条2項）

これには2つある。一つは、教育委員会または学校に置く調査組織である。重大事態が発生した場合、教育委員会または学校に対応組織を設け、事実関係を調査し、対処する。対応組織を教育委員会に置く場合は、上記2の附属機関が、学校に置く場合は、上記1の校内組織がそれぞれ兼ねることが可能。調査結果は、関係保護者に提供するとともに、地方公共団体の長に報告しなければならない。

もう一つは、地方公共団体の長の下に置く調査組織である。上記の報告を受けた首長は、必要と認める場合、自ら附属機関（第三者委員会等）を設けて調査し、対処することができる。この場合、調査結果を議会に報告する。

（ひしむら・ゆきひこ＝（財）学習ソフトウェア情報研究センター理事長）

●いじめ防止対策推進法・体罰防止の新規準に基づいた学校づくり

『いじめ・体罰防止の新規準と学校の対応』

【編集】菱村幸彦（国立教育政策研究所名誉所員） A5判・220頁／定価2,400円

■研修誌・図書の小社への直接のお申込みは、無料FAX 0120-462-488をご利用ください（24時間受付・即日発送）